

◇大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(健康局健康推進部こころの健康センター)